

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月五日

広島県収用委員会

一起業者
呉市

事業の種類

安浦都市計画公園事業三・三・一号安登公園

裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所 在 地 番	地 目	地 積	裁決手続を 開始する土地 の面積(㎡)	
			公簿	実測(㎡)
呉市安浦町 安登西六丁 目	一三三番	一三三番	公簿	公簿(㎡)
ため池	ため池	ため池	現況	実測(㎡)
雑種地	雑種地	雑種地		
	三三五	三八〇	三八〇	三八〇
	三三五・四六	三八三・三八	三八三・三八	三八三・三八
	三三五・四六	三八三・三八	三八三・三八	三八三・三八

土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし、土地登記記録表題部記載の所有者

住所不明 平谷勇吉外八人

土地に関する権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

土地収用裁決の手続開始を決定した日
平成十九年十月二十三日